特定非営利活動法人
まちづくりたいとう

定　款

第１章　総　則

（名　称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人まちづくりたいとう　という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

（目　的）

第３条　この法人は、東京都台東区及び周辺地域において住宅地の良好な住環境の維持管理や景観まちづくりの活動を支援し、良好な地域コミュニティの醸成を推進し、潤いがあり、安全・快適・賑わいのあるまちにするため活動する。さらにこの活動を通し、地域に根ざした新たなビジネスを創出し地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、次の種類の、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする特定非営利活動を行う。

(1)まちづくりの推進を図る活動

(2)経済活動の活性化を図る活動

(3)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 台東区まちづくりカレッジの支援事業

(2) 住まい・まちづくりに関する新規事業の調査研究及び提言事業

(3) まちづくりに関するイベントへの参加、企画・運営事業

(4) まち歩きツアーの企画・運営事業

(5) 台東区などの教育施設と連携したまちづくり活動事業

(6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第２章　会　員

（会員の種類）

第６条　この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正 会 員　この法人の目的に賛同し、法人の行う事業に積極的に参加し、会を運営する意思を持って入会した個人又は団体

(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同し、法人の行う事業に積極的に参加する意志を持つ個人又は団体

（入　会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

３　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

４　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、すみやかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会員の種類の変更）

第８条　賛助会員は、いつでも正会員に会員の種類を変更することができる。正会員に変更を希望する場合は、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、変更を認めることとする。

（入会金及び会費）

第９条　会員は、以下に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(1) 正会員

① 入会金　　１，０００円（個人）、１０，０００円（団体）

② 年会費　　３，０００円（個人）、３０，０００円（団体）

(2) 賛助会員

① 入会金　　１，０００円（個人）、１０，０００円（団体）

② 年会費　　０円（個人、団体）

２　年会費は原則として、通常総会時に納入するものとする。通常総会時に納入できない場合は、法人の指示する方法によりすみやかに納入しなければならない。

３　年会費は１年単位とし、事業年度の中途に入会した場合においても、定められた年会費を納入するものとする。

（会員の資格の喪失）

第１０条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) １年以上会費を滞納し、督促を行うが期限までに納入しないとき。

(4) 総会において、除名が決議されたとき。

（退　会）

第１１条　会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

（除　名）

第１２条　会員が次のいずれかに該当するときは、総会において出席した出席者総数の３分の２以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)法令、定款に違反したとき。

(2)この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（入会金及び会費の不返還）

第１３条　既に納入した入会金及び会費は、これを返還しない。

第３章　役員及び職員

（役員の種類、定数及び選任等）

第１４条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　３人以上１０人以内

(2) 監事　１人以上２人以内

２　理事のうち、１名を理事長、１人以上２人以内を副理事長とする。

３　理事及び監事は、総会において選任する。

４　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

５　役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

６　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

７　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（役員の職務）

第１５条　理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（役員の任期等）

第１６条　役員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

３　前２項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選出された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選出されていない場合には、任期の末日ご最初に総会が集結するまでその任期を伸長する。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の解任）

第１８条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（役員の報酬）

第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　総　会

（総会の種別）

第２０条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第２２条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併
(3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
(4) 事業報告及び決算
(5) 役員の選任及び解任
(6) 役員の職務及び報酬
(7) 会員の除名
(8) 資産の管理の方法
(9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(10) 解散における残余財産の帰属
(11) 事務局の組織及び運営
(12) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第２３条　通常総会は、毎年１回、事業年度終了後３か月以内に開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的たる事項を記載した書面により

招集の請求があったとき。

(3) 第１５条第５項第４号に基づき監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第２４条　総会は、前条第２項第３号を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項１号及び第２号の規定による請求があった時は、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第２５条　総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

（総会の定足数）

第２６条　総会は、正会員総数の３分の１以上の出席、かつ出席者と第２８条における書面等の評決者数との合計者数が２分の１以上なければ開会することができない。

（総会の議決）

第２７条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の過半数の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第２８条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面若しくは電磁的方式による表決者及び表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。）

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が、記名・押印又は署名しなければならない。

３　前２項の規定に関わらず、第２７条第３項の規定により、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第５章　理事会

（理事会の構成）

第３０条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第３１条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３２条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第３３条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２号又は第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第３４条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（理事会の定足数）

第３５条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（理事会の議決）

第３６条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会での表決権等）

第３７条　各理事の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第３８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方式による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が、記名・押印又は署名しなければならない。

第６章　資産及び会計等

（資産の構成）

第３９条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 財産から生じる収益

(6) その他の収益

（資産の区分）

第４０条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）

第４１条　この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

（会計の原則）

第４２条　この法人の会計は、法第 30 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第４３条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の１種とする。

（事業年度）

第４４条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（事業計画及び予算）

第４５条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４６条　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益事業とみなす。

（予算の追加及び更正）

第４７条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４８条　この法人の事業報告書、活動計画書、賃借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第４９条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５０条　この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解　散）

第５１条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の議決を得なければならない。

３　第１項第２号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５２条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合　併）

第５３条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　事務局

（事務局の設置）

第５４条　この法人に、この法人の事務を処理するために、事務局を設置することができる。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第５５条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第５６条　事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第９章　雑　則

（公告の方法）

第５７条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし法第 28 条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

（施行細則）

第５８条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理　事　長　毛塚　雅清
副理事長　　小林　茂
理　　事　長谷川　保一
理　　事　藪原　和雄
理　　事　髙橋　範行
理　　事　酒井　学雄
理　　事　浦江　寿人
理　　事　山中　雅夫
理　　事　髙橋　俊一
監　　事　髙野　謙一

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から　令和2年3月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和2年3月31日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の成立時に、台東区まちづくり協力員会の正会員が入会を希望する場合には、この定款の規定にかかわらず、入会金は求めないこととする。

7　この法人の成立時に、台東区まちづくり協力員会において、令和元年度の年会費を納入している正会員については、この定款の規定にかかわらず、令和2年3月31日までの事業年度における年会費については納入したものとし、再度の年会費の納入は求めないこととする。